936-6
Nikaido Kamakura
Kanagawa
248-0002
Japan

t +81(0)467 38 8612
f +81(0)467 38 8613
e lyu-kamikage@lyucompany.co.jp

「Know　Your　Client」ドキュメントチェックリスト

（このドキュメントは 2022 年８月１日現在のものです）

本ドキュメントリスト（以下、本リスト）は、株式会社リュウカンパニー（以下,LC）がマネーロンダリング防止等の目的で KnowYourClient（KYC）の義務として必要な身元確認を行うため、お取引をさせていただくにあたって LC が必要と判断するクライアントのすべてに提出を要求しているリストです。本リスト別紙１に記載の書類を提出してください。クライアントから提出されたすべての文書とそれに含まれる情報は、LC によって厳重に保管されます。

LC は、仲介取引、用船契約、管理契約、または LC（または関連する LC 会社）とのその他の契約の種類に関係なく、クライアントの身元を確認し、資金源を裏付けるためにデューデリジェンス(財務状況等)を実施する必要があります。

資金源、特に資金がどのような経緯で調達されたか、または取引関係やその状況において時折の取引のリスクが高いと判断できる場合には、クライアント（またはその専門顧問またはその他の規制対象の第三者）に、資産/資金の出所を説明/宣言していただく必要があり、その中で資金の出所または資金が取得された理由を明確に特定していただく必要があります。また、クライアントの声明内容によっては、さらなる説明をお願いするがあります。

クライアントにお願いするデューデリジェンスは、継続的かつ累積的に行われるプロセスであり、その程度はお取引の状況によって LC により決定されることをご了承ください。

特に LC が顧客の資金をアカウントに保持している場合は、定期的に、既存のお取引に関連して最新の情報にアップデートするためのデューデリジェンスまたは追加情報の提供を求められる場合があります。

提出していただく資料については、クライアントが法人場合は、別紙１の（１）を、クライアントが個人の場合は、別紙１の（２）に進んでください。

ご提出いただくこれらの書類は最新のもので、かつ３か月以内のものである必要があります。身元と住所の証明としては、 写真の運転免許証（住所の証明として使用されていない場合）で通常は足りますが、住所の証明として不十分と判断される場合には、公共料金の請求書、銀行の明細書、税務書類、家賃/住宅ローンの書類、または選挙登録書類等のいずれかの提出を求めることがあります。

個人の身元と住所の証拠として提出された書類のすべてのコピーは、適切な認証者によって認証されなければならない場合があります。

証明されたコピーはすべて元の文書の正確な写しでなければなりません。公証人による認証の認証文言には、認証者が宣誓に立ち会ったこと、および元の文書が認証されていることを確認したことが記載されている必要があります。
認証は明確で読みやすく、次の詳細が含まれている必要があります。

- 認証者の署名
- 認証者の氏名と役職/役職
- 会社名と住所
- 認証機関の会員番号など認証者の役職を証明する追加の詳細。
- 認証日

LYUCOMPANY

936-6
Nikaido Kamakura
Kanagawa
248-0002
Japan

t +81(0)467 38 8612
f +81(0)467 38 8613
e lyu-kamikage@lyucompany.co.jp

文書は、次のいずれかによって認定される可能性があります。

- LC の部長以上の従業員
- LC から委託を受けた弁護士、会計士、公証人

なお、日本国以外の国によって発行されている文書は、公証人による認証がなされている必要があります。認証文言は、文書が所有者の役員または従業員によって提供されていることについて記載されている必要があります。

上記の要件に準拠するための質問や問題がある場合は、LC の担当者にご相談ください。

以上

別紙 1

（1）法人の場合の文書

各企業体/信託について、以下の文書の認証されたコピーを提供してください。

- 登記簿謄本、会社履歴事項全部証明
- 取締役/役員名簿
- 個人の持ち株を記載した株主名簿。
- （クライアントが信託の場合）信託証書の抜粋と、開拓者、保護者、受託者、および受益者のための個人/団体の文書。
- 契約時の捺印する実印及び印鑑証明

（法人が外国法人である場合には、上記に相当する文書及び代表者による会社内容を宣誓する公証人の認証のある宣誓供述書）

（2）個人/受益者のための文書

個人およびクライアントが会社または同等の場合は、各受益者について、以下の文書の認証済みコピーを提供してください。

- 身元の証明これは、パスポート、国民身分証明書、または写真運転免許証のいずれかである現在の写真 ID である必要があります。 ■住所の証明
- 住所の公共料金の支払い（光熱費等）のコピー
- 実印と印鑑証明書

（個人が外国人である場合は、上記に相当する文書及び公証人の認証のあるサイン証明書）